を除く。）の額の算定の基礎となつている第四号厚生年金被保険者期間（同号に規定する第四号厚生年金被保険者期間をいう。以下同じ。）を基礎として同法附則第九条の二第二項の規定の例により算定した額（当該老齢厚生年金の受給権者の配偶者であつて六十五歳以上である者を計算の基礎とする同法第四十四条第一項に規定する加給年金額（以下「老齢厚生年金の加給年金額」という。）が支給されている場合にあつては、当該老齢厚生年金の加給年金額に相当する額を控除した額）に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

二　厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（第四号厚生年金被保険者である間に支給されるものを除く。）の額（当該老齢厚生年金の受給権者の配偶者であつて六十五歳以上である者を計算の基礎とする老齢厚生年金の加給年金額が支給されている場合にあつては、当該老齢厚生年金の加給年金額に相当する額を控除した額）に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

三　私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）をいう。以下同じ。）附則第三十四条第一項の規定による老齢厚生年金（当該老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達したとき以後に支給する老齢厚生年金を含む。）当該老齢厚生年金（第四号厚生年金被保険者である間に支給されるものを除く。）の額（六十五歳に達したとき以後に支給する老齢厚生年金にあつては、同条第二項の規定の例により算定するものとした場合の額）（当該老齢厚生年金の受給権者の配偶者であつて六十五歳以上である者を計算の基礎とする老齢厚生年金の加給年金額が支給されている場合にあつては、当該老齢厚生年金の加給年金額に相当する額を控除した額）に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

四　厚生年金保険法の規定による障害厚生年金　当該障害厚生年金の額（当該障害厚生年金の受給権者の配偶者であつて六十五歳以上である者を計算の基礎とする同法第五十条の二第一項に規定する加給年金額（以下「障害厚生年金の加給年金額」という。）が支給されている場合にあつては、当該障害厚生年金の加給年金額に相当する額を控除した額）に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

五　厚生年金保険法の規定による障害手当金　当該障害手当金の額に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

六　厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金　当該遺族厚生年金の額（当該遺族厚生年金が国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号。以下「国民年金等経過措置政令」という。）第五十八条第三項第十二号に規定する遺族厚生年金であつて、同号に規定する配偶者に支給されるものである場合にあつては、国民年金等経過措置政令第五十六条第三項第四号二に規定する老齢基礎年金の加算額に相当する額を控除した額）に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

附則第十六項中「恩給財団年金にあつては、新法附則第十四項に規定する恩給財団の加入教職員であつた」を「次の各号に掲げる年金にあつては、当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前項第一号から第六号までに掲げる給付　第四号厚生年金被保険者期間

二　恩給財団年金　私立学校教職員共済法附則第十四項に規定する恩給財団の加入教職員であつた期間

附則第二十六項の前の見出し並びに同項及び附則第二十七項を削る。

附則第二十五項中「、新法」を「、私立学校教職員共済法」に改め、同項を附則第二十六項とする。

附則第二十四項中「新法」を「私立学校教職員共済法」に改め、同項を附則第二十五項とする。

附則第二十三項の前の見出しを削り、同項中「新法」を「私立学校教職員共済法」に改め、同項を附則第二十四項とし、同項の前に見出しとして「準用する国家公務員共済組合法等の改正に伴う経過措置規定等の技術的読替え」を付し、附則第二十二項を附則第二十三項とする。

附則第二十一項の前の見出しを削り、同項を附則第二十二項とし、同項の前に見出しとして「（事業団への国の補助金の交付）」を付する。

附則第二十項第一号中「退職共済年金（」を「改正前私学共済法の規定による退職共済年金（」に改め、同項を附則第二十一項とし、附則第十九項を附則第二十項とする。

附則第十八項の前の見出しを削り、同項中「附則第二十項各号」を「附則第二十一項各号」に改め、同項を附則第十九項とし、同項の前に見出しとして「（旧国民年金法による老齢年金の額に相当する部分に係る国が補助する部分）」を付し、附則第十七項を附則第十八項とし、附則第十六項の次に次の一項を加える。

17　事業団が支給する厚生年金保険法による保険給付のうち二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る障害厚生年金若しくは障害手当金又は遺族厚生年金（同法第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものを除く。）の支給に要する費用について昭和六十年改正法附則第六条第一項第一号に規定する昭和三十六年四月一日前の組合員期間に係る長期給付等に要する費用として政令で定める部分に相当する額を計算する場合においては、当該長期給付等の額の計算の基礎となつた厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間、同項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間及び同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間を、当該長期給付等の額の計算の基礎となつた第四号厚生年金被保険者期間とみなして、附則第十三項から前項までの規定を適用する。

附則第二十八項を附則第二十七項とする。

附則第二十九項中「新法」を「私立学校教職員共済法」に改め、同項を附則第二十八項とし、附則第三十項から第三十二項までを削る。

附則別表第六中「附則第二十項」を「附則第二十一項」に改める。

（日本私立学校振興・共済事業団法施行令の一部改正）

第三条　日本私立学校振興・共済事業団法施行令（平成九年政令第三百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条に次の一号を加える。

四　他の勘定（法第三十三条第一項各号の経理に係る勘定をいう。）に対する資金の貸付け

第十七条第三号中「第五十七条の規定並びに」の下に「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この号において「平成二十四年一元化法」という。）附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の」を、「準用する」の下に「平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の」を加える。

（平成十九年十月以後における旧私立学校教職員共済組合法の規定による年金等の額の改定に関する政令の一部改正）

第四条　平成十九年十月以後における旧私立学校教職員共済組合法の規定による年金等の額の改定に関する政令（平成十二年政令第三百四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第一号中「私立学校教職員共済法」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法」に改め、同項第二号中「私立学校教職員共済法施行令」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係政令等の整備及び私立学校教職員共済法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十八号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済法施行令」に改め、「準用する」の下に「国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十四号）第一条の規定による改正前の」を加える。